**平成２５年（フ）第９５１号**
さいたま市見沼区大字東新井209番地２、前住所さいたま市中央区上峰２丁目13番７号
破産者　前中　博毅
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第９５２号**
さいたま市見沼区大字東新井209番地２、前住所さいたま市中央区上峰２丁目13番７号
破産者　前中美千子
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５３号**
茨城県かすみがうら市稲吉４丁目10番11号藤ハウス102、前住所茨城県小美玉市竹原中郷341番地
破産者　吉田　光男
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第５６号**
北九州市小倉南区上吉田４丁目22番１号202、開始決定時の住所北九州市小倉南区下曽根１丁目２番１―202号
破産者　脇坂　澄生
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第３２５号**
熊本県宇土市新町４丁目３番地　プリベール101、前住所熊本県宇土市宮庄町71番地９
破産者　髙橋　勝利
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第９６号**
札幌市手稲区曙２条３丁目５番20号　コーポラス中欧２―Ｂ
破産者　大森　充夫
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１５２８号**
札幌市中央区南12条西９丁目１番17号　三恵マンション２号、開始決定時の住所札幌市中央区南８条西８丁目520番地３　八条美松ビル407号
破産者　早坂　時子
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４２号**
秋田県北秋田市元町12番32号
破産者　對馬　たみ
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２５年（フ）第１５２号**
福島県郡山市開成２―３―13―105、住民票上の住所山形県寒河江市大字留場545番地の２
破産者　大沼　信彦
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３９２号**
川崎市幸区南加瀬１丁目17番10号　第２コアタツミビル101
破産者　小野　　豊
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第３９３号**
川崎市幸区南加瀬１丁目17番10号　第２コアタツミビル101
破産者　小野　友子
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第３６９号**
名古屋市中村区押木田町１丁目17番地　中村パークビル503号、開始決定時の住所名古屋市中川区新家１丁目2903番地　ダイアパレス花水木通り東館403号
破産者　村田　幸二
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６３３号**
名古屋市守山区町北22番５号
破産者　山下　雅喜
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１３７０号**
名古屋市港区惟信町４丁目15番地の８、開始決定時の住所名古屋市港区十一屋３丁目174番地の２
破産者　インテリア宮﨑こと　宮﨑　勝吾
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１６２６号**
愛知県尾張旭市東大久手町１丁目16番地20　ＰＩＡ大鵬ビル302号
破産者　美容セラピーのお店ｎｉｋｏの家こと美容室ｎｉｋｏこと　村松あつ子
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２５５号**
兵庫県姫路市網干区新在家928番地
破産者　魚谷　正文
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第４１２号**
兵庫県高砂市曽根町2760番地の64
破産者　本田　昌子
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３８０号**
広島市南区向洋新町２丁目24番11―102号
破産者　松山将司こと　李　　将司
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部